



令和4年 2月



湖西市定例記者会見

主 題

- 1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について 資料1
- 2 ごみ持ち込みの事前予約制の導入（第3日曜） 資料2

令和4年度予算（案）について

- ◎ 令和4年度予算（案）のポイント
「働くまち」から「働いてくらすまち」へ
- ◎ 令和4年度予算（案）の概要

参考資料

- ◆ 3月行事予定について
- ◆ 広報こさい3月号（2月15日号）
- ◆ 湖西市 暮らしのガイド2022

令和4年2月10日

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について

性のあり方を問わず、多様性を認め合い、誰もがいきいきと活躍できるまちの実現を目指すため、「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」を創設します。ファミリーシップに関する取組みは県内初となります。

◆制度の概要

互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において相互に協力しあうことを宣誓した性的少数者や事実婚の方に対して、湖西市が宣誓書の受領証及び受領カードを交付する制度です。また、要件を満たせば、双方または一方の未成年の子を含め宣誓することもできます。

◆宣誓の要件（全てに該当が必要）

- ・双方が成年であること
- ・どちらか一方が市内在住であること（転入予定含む）
- ・双方に配偶者がいないこと
- ・宣誓者以外の方とパートナーシップ関係がないこと
- ・近親者でないこと
- ・ファミリーシップの宣誓は、一方または双方の未成年の子とし、生計同一であること

◆宣誓までの流れ

事前に必要書類を郵送または市民課窓口へ持参。宣誓内容を確認の後、宣誓者双方に来庁していただき、宣誓書受領証、宣誓書受領カードの交付を行います。

◆施行日

令和4年4月1日

◆利用可能な行政サービス（※制度ごとに所定の要件あり）

- ・市営住宅への入居申込み
- ・市立病院で親族同様の扱い
- ・幼稚園等の送迎に関する配慮
- ・住もっか「こさい」定住促進奨励金の対象

◆その他

- ・宣誓による法的な義務・効力は発生しません。
- ・宣誓後に宣誓の要件を欠いた場合は、受領証等を返還いただきます。

《メディアの方へ》

- 取材をお願いします。
- 事前告知をお願いします。
- 情報提供をします。

《発表種別》

- 記者会見発表資料
- 記者会見情報提供資料
- 随時

《問い合わせ先》

所属名 市民課
連絡先 053-576-1213
担当者 松井

湖西市 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度 利用の手引き

しあわせ
RING
パートナーシップ
ファミリーシップ
宣誓書
受領証

宣誓者氏名	様	宣誓者氏名	様
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日
子の氏名	様	子の氏名	様
生年月日	年 月 日	生年月日	年 月 日

宣誓日
年 月 日
【宣誓 第 号】

湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領しました。

湖西市は、市民一人ひとりが、多様性を認め合い、共生社会を実現するために、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を創設しました。この宣誓書を受領した二人の

市長

はじめに

湖西市は、性のあり方を問わず多様性を認め合い、誰もがいきいきと活躍できるまちの実現を目指しています。

「湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」は、お互いを人生のパートナーとして協力し合うことを市に宣誓したお二人に対し、その宣誓書を受領したことを証明する制度です。

宣誓した方に未成年の子どもがいて家族として一緒に暮らし、希望される場合には、子どもを含めた宣誓をすることも可能です。

この制度は法律上の婚姻と異なり、法律に基づく権利・義務は発生しません。

宣誓をした方が湖西市で少しでも過ごしやすくなるよう、事業者や関係団体と連携しながら制度の趣旨を浸透させ、よりよいまちづくりを進めていきます。

目次

1	パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは	・・・1
2	宣誓することができる方	・・・2
3	宣誓手続きの流れ	・・・4
4	必要書類について	・・・5
5	宣誓書の記入例	・・・6
6	宣誓書受領証等について	・・・7
7	こんなときは	・・・8
8	Q&A	・・・9
	湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱	・・・11

1 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度とは

〔定義〕

パートナーシップ

互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において相互に協力し合うことを約した二者の関係。

ファミリーシップ

パートナーシップ関係にあるお二人の少なくとも一方に、生計を同一とする未成年の子ども(実子又は養子)がいる場合に、その子を養育することを約した家族の関係。

〔制度の概要〕

パートナーシップや、パートナーシップとファミリーシップの関係にあることを、市に対して宣誓した方に、その宣誓を証明する「受領証」を交付します。

ファミリーシップの関係があり、要件を満たす場合には、子どもを含む宣誓をすることもできます。

湖西市の宣誓制度では、性的少数者の方に限らず、様々な事情により現行の婚姻制度を利用できず(又は利用せず)にいる、事実婚の方も対象とします。

性の多様性とは

私たちの性は「**身体の性**」「**心の性**」「**好きになる性**」など様々な要素によって構成され、多様性に富んでいます。

性的少数者(マイノリティ)とは、それらの要素の組み合わせが多数派と異なる人を言います。総称の一つとして「LGBTQ+」という言葉が多く使われます。

11人に1人はLGBTQ+であるという調査結果もあり、この数字は左利きの日本人と同じ割合と言われます。(電通ダイバーシティ・ラボ「LGBT調査2020」)

私は身体は男性だけど、心は女性です



私は身体も心も女性で、好きになるのも女性です



2 宣誓することができる方

次の要件をすべて満たす必要があります。

①成年であること

宣誓の当日に成年(満18歳以上)である必要があります。

②少なくとも一方が市内在住であること(市内への転入予定を含む)

2人のうち、どちらか1人が湖西市内に住民票があれば宣誓できます。
また、2人とも市外に住んでいても、少なくとも1人が市内への転入を予定している場合は宣誓することができます。転入予定の場合は、湖西市へ転入する前の自治体で転出手続きをする必要があります。

③配偶者がいないこと

戸籍抄本で確認します。外国籍の方は、婚姻要件具備証明書(独身証明書)など、配偶者がいないことが確認できる書類をお持ちください。

④宣誓相手のほかにパートナーシップの関係を形成していないこと

共に宣誓をしようとする相手以外の人と、本市におけるパートナーシップの関係や、それに準ずる一定の関係(他市におけるパートナーシップ関係など)がある場合には宣誓できません。

⑤互いに近親者でないこと

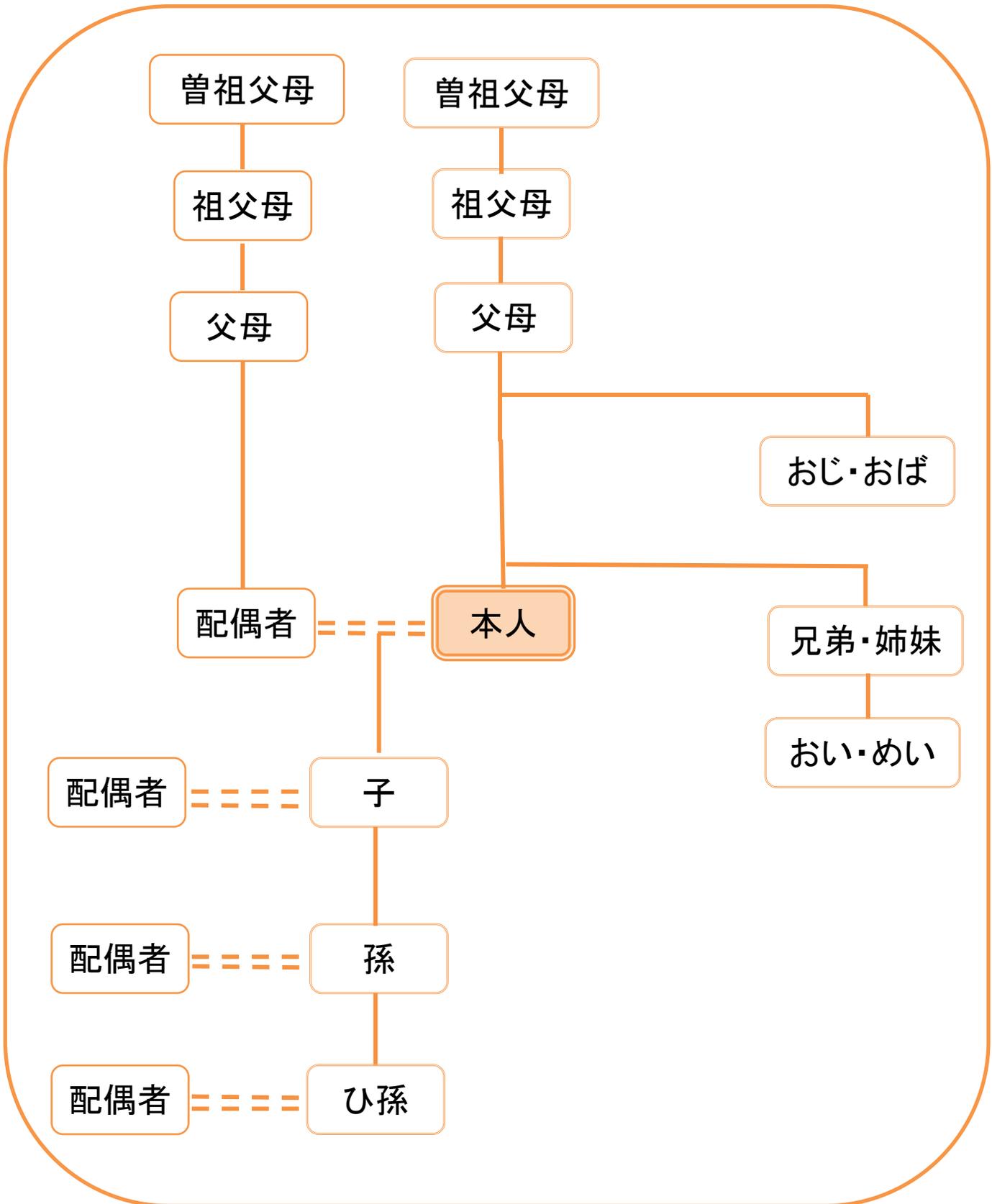
民法第734条から第736条に定められている婚姻をすることができない関係(直系血族、三親等内の傍系血族又は直系姻族)にある方は宣誓をすることができません。(次ページ図参照)

ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組の場合は宣誓することができますので、事前にご相談ください。(近親者間での養子縁組を除く)

⑥ファミリーシップにあることを宣誓する場合は、宣誓者の双方又はいずれか一方の未成年の子と生計が同一であること。

ファミリーシップの関係にあり、宣誓書に子どもの氏名を記載したい場合には、宣誓されるお二人のいずれか一方と子が同居している必要があります。

〔図解〕パートナーシップの宣誓をすることができない関係(近親者)



3 宣誓手続きの流れ

①お互いの意思確認

お互いにパートナーシップの関係であることと、手引き2ページの「宣誓の要件」をすべて満たすことを確認してください。ファミリーシップの関係であることを宣誓される場合には、お子様も含め、ご家族で十分に話し合いをしてください。



②郵送または窓口持参にて市へ書類提出(必要書類は次ページ参照)



③宣誓書受領証等の交付日時の調整

職員の書類確認後に交付日時を調整します。書類確認に1週間ほどかかりますので、宣誓書受領証等の交付日にご希望がある場合は、お早めの書類提出をお願いします。

他の予約状況等により希望日時に添えない場合があります。希望日時は複数お考えください。

交付日時: 月～金曜日(祝日・年末年始を除く) 午前9時～午後5時



④宣誓書受領証等の交付

交付日時に本人確認書類(次ページ参照)をご持参のうえ、お二人でご来庁ください。宣誓書受領証等にお名前を記入いただき、原則即日交付します。

★交付書類(詳細は7ページ参照)

- ①宣誓書受領証
- ②宣誓書受領カード
- ③受領印を押印した宣誓書の写し

★注意事項

- ・個室での対応を希望される場合には日程調整の際にお申し出ください。
- ・代筆を希望される場合は、代筆者の方も一緒にお越しください。
- ・宣誓時点で双方が市外在住の場合には、転入手続きが完了し、転入後の湖西市の「住民票の写し」又は「住民票記載事項証明書」をご提出いただいた後で交付します。



お問合せ先 湖西市役所 市民課 協働共生係

TEL:053-576-1213 FAX:053-576-4880 MAIL:kyodo@city.kosai.lg.jp

4 必要書類について

(1)宣誓の際に必要な書類は次のとおりです。

項目	備考	<input type="checkbox"/>
宣誓書	様式第1号(記入例は次ページ参照)	<input type="checkbox"/>
住民票の写し又は 住民票記載事項証明書	<ul style="list-style-type: none"> ・同一世帯であれば1通で可。 ・本籍、個人番号の記載は不要です。 ・宣誓日以前の3か月以内に発行されたもの。 	<input type="checkbox"/>
(市内へ転入予定の方のみ) 転出証明書の写し	市内へ転入予定の方は、転入前の自治体で発行された転出証明書を提出してください。	<input type="checkbox"/>
戸籍抄本	<ul style="list-style-type: none"> ・1人につき1通ずつ。 ・宣誓日以前の3か月以内に発行されたもの。 ・外国籍の方は、婚姻要件具備証明書(独身証明書)等の、配偶者がいないことが確認できる書類に、日本語訳を添えてお持ちください。 	<input type="checkbox"/>
(通称名を使用する方のみ) 日常的に通称名使用していることが分かるもの2点	<p>戸籍上の氏名ではなく通称名を使用する場合は、社会生活の中で日常的にその名前を使用していることが確認できる書類をお持ちください。</p> <p>【例】社員証、学生証、健康保険、国民健康保険、後期高齢医療保険の被保険証(戸籍名裏書)、各種郵便物など。 ※その他のものについてはご相談ください。</p>	<input type="checkbox"/>
提出書類チェックシート	上記書類のチェック項目と、交付日時の日程希望調査に関するシートです。あわせてご提出ください。	<input type="checkbox"/>

(2)受領証交付の際には本人確認書類が必要となります。必ずお持ちください。

1点で足りるもの(顔写真付)	2点必要なもの(顔写真無)
<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号カード(マイナンバーカード) ・運転免許証 ・在留カード ・パスポート ・その他、官公署が発行した証明書 	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険、健康保険、船員保険、介護保険、後期高齢者医療保険の被保険者証、共済組合員証 ・年金手帳、年金証書 ・その他、官公署が発行した証明書

5 宣誓書の記入例

様式第1号(第4条関係)

表面

2022年 4月 1日

宛先 湖西市長

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書

私たちは、湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、(□パートナーシップ・☑パートナーシップ及びファミリーシップ)にあることを誓い、次に掲げる事項を宣誓します。

互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において相互に協力し合うことを約した関係である。

宣誓者	戸籍上の氏名 又は 通称名	フリガナ コサイ ハナコ 湖西 花子	フリガナ アライ ハナコ 新居 花子
	生年月日	1993年 1月 1日	1990年 1月 1日
	住所	湖西市鷺津3268番地	静岡市葵区追手町9番6号
代筆者	戸籍上の氏名 又は 通称名		

戸籍上の氏名又は通称名のいずれかを記入

宣誓時点の住民票上の住所を記入(転入予定の場合は転入前の住所)

ファミリーシップにあることを宣誓をする場合は、生計を同一とする未成年の子の氏名を記載することができます。

子の戸籍上の氏名	フリガナ コサイ タロウ 湖西 太郎
----------	------------------------------

(裏面)

パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓に当たっての確認書

宣誓者	
戸籍上の氏名 <small>(※外国籍の方の場合はそれに準ずるもの)</small>	湖西 花子 新居 一郎
通称名	新居 花子
通称名の受領証等への戸籍氏名の併記	<input type="checkbox"/> 併記する <input type="checkbox"/> 併記しない <input type="checkbox"/> 併記する <input checked="" type="checkbox"/> 併記しない
転入予定の場合	(転入予定日) 4月 20日
電話番号	●●●-●●●-●●●
確認事項	<input checked="" type="checkbox"/> 成年に達している
	<input checked="" type="checkbox"/> 市内在住 <input type="checkbox"/> 市外在住 <input type="checkbox"/> 市外転入
	<input checked="" type="checkbox"/> 配偶者がいない
第3条第4号	<input checked="" type="checkbox"/> 他の者と当市におけるパートナーシップ宣誓 又はそれに準ずる一定の期間にパートナーシップ宣誓
第3条第5号	<input checked="" type="checkbox"/> お互いに近親者ではない (直系血族、三親等内の傍系血族でない)
第3条第6号 (※未成年の子の氏名を記載する)	<input checked="" type="checkbox"/> 当該者が宣誓をする一方又は双方の子である <input type="checkbox"/> 当該者が宣誓をする一方又は双方の子であって宣誓をする者と生計が同一である

宣誓の要件を確認してチェックしてください。

通称名で宣誓する方は、戸籍上の氏名を「併記する」又は「併記しない」のどちらかにチェックしてください。

受領証等の氏名記載は
・戸籍名のみ
・通称名のみ
・戸籍名と通称名の併記
の3パターンからお選びください。

6 宣誓書受領証等について

ご希望の方には、子どもの名前を記入できる様式をお渡します。
受領証及び受領カードに有効期限はありません。

(1) 宣誓書受領証(A4サイズ)



宣誓者氏名 湖西 花子 様	宣誓者氏名 新居 花子 様
生年月日 1993 年 1 月 1 日	生年月日 1990 年 1 月 1 日
子の氏名 湖西 太郎 様	子の氏名 様
生年月日 2020 年 1 月 1 日	生年月日 年 月 日


 宣誓日
 令和4年 4月 1日
 【宣誓第 ● 号】

湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、
 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領しました。

湖西市は、市民一人ひとりが自分らしく生きることができ、
 多様性を認め合い、共に生きる社会の実現を目指しています。
 これからの人生を互いに支え合い歩まれるお二人の
 御多幸を祈念いたします。

湖西市長

湖西市オリジナルの受領証は、
台紙を購入していただくと、記念品
として飾ることもできます♪



(2) 宣誓書受領カード(運転免許証サイズ)

表

湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード
 湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、
 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領しました。

宣誓者氏名 湖西花子	宣誓者氏名 新居花子
1993年 1月 1日生	1990年 1月 1日生
宣誓 第 ● 号	
令和4年 4月 1日	
湖西市長	

印

裏

カードの提示を受けられた方へ

湖西市では、多様な性や家族の在り方を認め合い、誰もがいきいきと活躍できるまちの実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入しています。
本宣誓書受領カードは法的な効力を有するものではありませんが、上記の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いいたします。

【特記事項】

子の氏名 湖西太郎	子の氏名
2020年 1月 1日生	年 月 日生

【緊急連絡先】 (記入は任意です)

私(本人)が急病や怪我等で万が一の場合は、パートナーへ連絡してください。
 パートナー連絡先 ●●●-●●●-●●●
 本人自筆署名 湖西花子

裏面にはパートナーの緊急連絡先を記入できます。

7 こんなときは

いずれも、本人確認ができるものが必要です(P5参照)。

宣誓書受領証等を紛失した・破れたり、汚れたりした

再交付を希望される場合は、再交付申請書(様式第4号)をご提出ください。

※紛失以外の場合は、当初の宣誓書受領証等を添付してください。



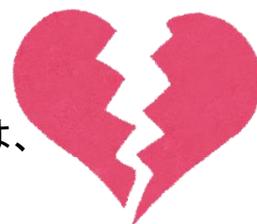
氏名・通称名を変更した

変更届出書(様式第5号)に次の書類を添付してご提出ください。
新しい宣誓書受領証等をお渡しします。

- (1) 戸籍上の氏名を変更した場合 戸籍抄本
 - (2) 前号に掲げる場合以外の場合 市長が必要であると認める書類
- ※当初の宣誓書受領証等を添付してください。

パートナーシップを解消した

双方の意思によりパートナーシップの関係を解消される場合は、
宣誓書受領証等を返還してください。(様式第6号)



宣誓した二人とも市外へ引っ越した

宣誓者双方が湖西市外へ転居する場合は、宣誓書受領証
等を返還してください。(様式第6号)

その他

次の場合にも、宣誓書受領証等を返還していただきます。

- ・宣誓要件(要綱第3条第2号から第6号)に該当しなくなったとき(宣誓者同士が婚姻したときを除く)。
- ・宣誓時点において要綱第3条各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。
- ・受領証等を不正に利用し、偽造し、又は変造したと市長が認めるとき。

— 宣誓書記載内容証明書について —

受領証等に通称名のみ記載している方の場合、受領証等で戸籍上の氏名を確認することができません。宣誓書に記載した内容(戸籍上の氏名・通称名・生年月日)を証明する必要がある場合は、パートナーシップ宣誓書記載内容証明書交付申請書(様式第7号)を、ご提出ください。宣誓書記載内容証明書(様式第8号)を交付します。

8 Q&A

Q1	なぜ湖西市でパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入するのですか。
A1	湖西市は、多様な性の在り方を認め合い、「誰もがいきいきと輝くまちこさい」の実現を目指しています。現行の婚姻制度を利用できず生きづらさを抱えている方の気持ちを受け止めるとともに、性の多様性を尊重する取組を推進するために導入するものです。
Q2	結婚と何が違うのですか。
A2	結婚は法律に基づき行われるもので、相続など財産上の権利や、税金の控除、扶養の義務など様々な権利・義務が発生します。一方で、宣誓制度は要綱(市の内部規定)に基づいて行われるもので、法的な権利や義務の付与を伴うものではありません。
Q3	対象は同性パートナーだけですか。
A3	同性パートナーに限定されません。宣誓要件を満たせば、戸籍上の性別にかかわらず宣誓できます。また、性的マイノリティの方に限らず、事実婚の関係でも宣誓できます。
Q4	宣誓に費用はかかりますか。
A4	宣誓や、宣誓書受領証・受領カードの交付に費用はかかりません。ただし、宣誓の際に必要な書類(戸籍抄本等)の交付手数料は自己負担となります。
Q5	宣誓の際に個室を利用することはできますか。
A5	プライバシー保護のため個室をご用意することは可能です。日程調整の際に「個室希望」とお申出ください。ただし、部屋の空き状況等により、ご希望の日時に対応できない場合がありますので、ご相談ください。
Q6	宣誓書の提出は郵送で手続きができますか。
A6	宣誓書のご提出は郵送または窓口持参により手続きができます。ただし、受領証受取りの際には職員が本人確認をする必要がありますので、必ず宣誓者お二人でご来庁ください。
Q7	代理人でも受領証の受取りができますか。
A7	代理人による受領証受取りはできません。必ずご本人様が、お二人でお越しください。
Q8	宣誓書や受領証の記入は代筆でもよいですか。
A8	文字を書くことが困難な場合は、ご本人様の意思確認ができれば代筆でも可能です。
Q9	同居していなくても宣誓できますか。
A9	同居していなくても宣誓できます。
Q10	宣誓すると戸籍や住民票の記載が変わりますか。
A10	宣誓をしても戸籍や住民票の記載は変わりません。

8 Q&A

Q11	通称名は使用できますか。
A11	通称名で宣誓することができます。その際は確認書に戸籍上の氏名を記載していただきますが、宣誓書受領証と受領証カードには「通称名のみ」又は「通称名と戸籍上の氏名の併記」を選択することができます。ただし、社会生活の中で通称名を日常的に使用していることが分かるもの(2種類)が必要です。
Q12	外国籍の人も宣誓できますか。
A12	外国籍の方も宣誓できます。その場合、婚姻要件具備証明書(独身証明書)など、配偶者がいないことが確認できる書類に日本語訳を添付してご提出ください。婚姻要件具備証明書等の書類については、大使館・領事館等にご相談ください。なお、パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓をしても、在留資格や在留期間は変わりません。
Q13	外国で同性婚をしているカップルは宣誓できますか。
A13	日本国内では婚姻が成立していないため、宣誓を行うことができます。
Q14	養子縁組をしても宣誓できますか。
A14	性的少数者の方の中には、同性で婚姻できないことから家族になるために養子縁組を結んでいる方がいる状況を考慮し、養子縁組をしても宣誓ができることとします。ただし、「おじ・おば」と「おい・めい」等の近親者間での養子縁組は対象となりません。
Q15	宣誓書受領証はすぐに交付されますか。
A15	交付日には30分ほどでお渡しできます。ただし、事前審査の時から住所等に変更が生じている場合、内容確認などに時間を要します。
Q16	宣誓書受領証は再交付してもらえますか。
A16	紛失したり、汚したりしてしまった場合、再交付申請書をご提出いただければ再交付します。紛失以外の場合は、宣誓書受領証等を添付してください。
Q17	宣誓書受領証の氏名や通称名を変更することはできますか。
A17	氏名等の変更があった場合、変更届出書をご提出いただければ、記載されている内容を変更して交付します。
Q18	パートナーと関係を解消した場合はどうすればよいですか。
A18	双方の意思により関係を解消した場合は、返還届出書をご提出のうえ、宣誓書受領証等をご返還ください。
Q19	市外に転出する場合はどうすればよいですか。
A19	二人とも市外へ転出する場合は、返還届出書をご提出のうえ、宣誓書受領証等をご返還ください。

8 Q&A

Q20	死亡した場合は宣誓書受領証を返還しなければならないですか。
A20	返還していただく必要はありません。ただし、亡くなられた後で再交付申請や変更届書により、新たに宣誓書受領証等を交付することもできません。
Q21	結婚した場合は宣誓書受領証を返還しなければならないですか。
A21	共に宣誓をした方と結婚する場合には返還していただく必要はありません。ただし、結婚した後で再交付申請や変更届出書により、新たに宣誓書受領証等を交付することもできません。なお、共に宣誓をした方以外の方と結婚する場合には、返還届書を提出し、宣誓受領証等を返還してください。
Q22	パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか。
A22	婚姻に類似した法的関係性を構築する方法として、公正証書による遺言書の作成や、任意後見契約等を結ぶ方法がありますが、手続きには費用を要します。詳細は、公正人役場へお問合せください。
Q23	交付された宣誓受領証は、公的な本人確認書類として使用できますか。
A23	使用できません。お二人がパートナー関係であること、お二人と未成年の子が家族関係にあると宣誓した事実を証するものです。
Q24	宣誓書受領証はどこで使えますか。
A24	行政サービスでは、市営住宅への入居申込みや、市立病院での親族同様の扱いが可能となる、幼稚園等の送迎における配慮など、宣誓した方がサービスを利用できる場合があります。詳細はそれぞれの所管課へご確認ください。 このほか、生命保険の受取人や携帯電話の家族割、住宅ローンにおいて収入合算が可能となるなど、各種民間サービスにおいても宣誓をされた方が利用できる場合があります。今後も、制度の趣旨を広く周知し、行政・民間ともに利用可能なサービスを拡充していくよう取組みます。

(参考) 湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、性の在り方を問わず多様性を認め合い、誰もがいきいきと活躍できるまちの実現のため、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとして尊重し、日常生活において相互に協力し合うことを約した二者の関係をいう。

(2) ファミリーシップ パートナーシップにある者が、パートナーシップにある者の双方又はいずれか一方の未成年（民法（明治29年法律第89号。以下「法」という。）第4条に定める成年に達していない者をいう。以下同じ。）の子（実子又は養子をいう。以下同じ。）と生計が同一であり、当該子を養育することを約した家族の関係をいう。

(3) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする二者が市長に対し互いがパートナーシップにあることを誓うこと又はパートナーシップにあることを誓った二者が市長に対しファミリーシップにあることを誓うことをいう。

(4) 宣誓者 パートナーシップにあることを誓った者又はパートナーシップ及びファミリーシップにあることを誓った者をいう。

(宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号の全てに該当する者とする。

(1) 宣誓をしようとする二者の双方が共に法第4条に定める成年であること。

(2) 宣誓をしようとする二者の双方若しくはいずれか一方が市内に住所を有すること又は双方若しくはいずれか一方が他市から本市への転入を予定して住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第24条の規定による届出をしていること。

(3) 宣誓をしようとする二者の双方に配偶者がいないこと。

(4) 宣誓をしようとする二者の双方が相手方以外の者と本市におけるパートナーシップ又はそれに準ずる一定の関係を形成していないこと。

(5) 宣誓をしようとする者同士が法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない関係（パートナーシップに基づき養子縁組をしていること又は養子縁組をしていたことにより当該関係に該当する場合を除く。）にないこと。

(6) ファミリーシップにあることを宣誓しようとする者にあつては、パートナーシップにある者の双方又はいずれか一方の未成年の子と生計が同一であること。

(宣誓の方法)

第4条 パートナーシップ又はパートナーシップ及びファミリーシップ（以下「パートナーシップ等」という。）の宣誓をしようとする者は、双方が必要事項を自ら署名したパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）に次に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。

(1) 住所を有する市町村が発行する住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓書を市長に提出する日（以下「宣誓日」という。）前3か月以内に発行されたものに限る。）。ただし、市内への転入を予定している者（第5条第1項において「転入予定者」という。）にあつては、転出先として本市が記載された転出証明書の写し。

(2) 戸籍抄本（宣誓日前3か月以内に官公庁等で発行されたものに限る。）。ただし、日本国籍を有しない者にあつては、現に婚姻していないことを証する書類。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、パートナーシップ等の宣誓をしようとする者の双方又はいずれか一方が自署することができないと認めるときは、双方及び職員の立会いの下で、これを代筆させることができる。

3 宣誓書は、通称を使用することができる。

4 市長は、パートナーシップ等の宣誓をしようとする者（第3項の規定により代筆する者を含む。）が、本人であることを確認するため、次の各号のいずれかの書類の提示を求めることができる。

(1) 個人番号カード

(2) 旅券

(3) 在留カード

(4) 前各号に掲げるもののほか、官公庁が発行した本人の顔写真が貼付された免許証、許可証、資格証等であつて、市長が適当と認めるもの

(5) 前各号に掲げる書類に準ずるものとして市長が相当と認める書類

5 市長は、宣誓者に対し、受領印を押した宣誓書の写しを交付するものとする。

(受領証等の交付)

第5条 市長は、宣誓者が第3条に規定する要件を満たしていると認めるときは、当該宣誓者に対し、パートナーシップにあることを誓おうとする者にとってはパートナーシップ宣誓書受領証（様式第2号の1）及びパートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号の1）を、ファミリーシップにあることを誓おうとする者にとってはパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領証（様式第2号の2）及びパートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード（様式第3号の2）（以下これらを「受領証等」という。）を交付する。この場合において、宣誓をした時点において双方又はいずれか一方が転入予定者である宣誓者に対しては、当該転入予定者が住民票の写し又は住民票記載事項証明書を市長に提出した後に交付するものとする。

2 前条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(受領証等の再交付)

第6条 宣誓者は、受領証等の紛失、毀損、汚損等により当該受領証等の再交付を受けようとするときは、市長に対し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受領証再交付申請書（様式第4号。以下「再交付申請書」という。）を提出するものとし、市長は、適当と認めるときは受領証等の再交付をするものとする。この場合において、毀損又は汚損により再交付を受けようとする場合においては、当該毀損又は汚損に係る受領証等を添付するものとする。

2 第4条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(受領証等の記載事項の変更)

第7条 宣誓者は、受領証等に記載された内容に変更が生じたときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受領証等変更届出書（様式第5号）に受領証等及び次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に掲げる書類を添えて市長に提出するものとする。ただし、受領証等の紛失その他やむを得ない理由があるときは、この限りではない。

(1) 戸籍上の氏名を変更した場合 戸籍抄本

(2) 前号に掲げる場合以外の場合 市長が必要であると認める書類

2 第4条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

3 市長は、第1項の規定による提出があったときは審査し、適当と認めるときは変更した受領証等を交付するものとする。

(受領証等の返還)

第8条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓受領証等返還届（様式第6号）に受領証等を添えて市長に提出するものとする。

(1) 宣誓者の意思によりパートナーシップ等が解消されたとき。

(2) 宣誓者の双方が市内に住所を有しなくなったとき。

(3) 宣誓者の双方又はいずれか一方が第3条第2号から第6号までに掲げる要件に該当しなくなったとき（宣誓者同士が婚姻したときを除く。）。

(4) 宣誓者の双方又はいずれか一方が、宣誓をした時点において第3条各号のいずれかに該当していなかったことが判明したとき。

(5) 宣誓者の双方又はいずれか一方が受領証等を不正に利用し、偽造し、又は変造したと市長が認めるとき。

2 第4条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(宣誓書記載内容証明書の交付)

第9条 宣誓者は、前条第1項各号のいずれかに該当する場合を除き、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載内容証明書交付申請書（様式第7号）を市長に提出することにより、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書記載内容証明書（様式第8号）の交付を受けることができる。

2 第4条第4項の規定は、前項の場合について準用する。

(市民及び事業所への周知及び啓発)

第10条 市長は、市民及び事業所がこの要綱の規定に基づく宣誓及びその趣旨を理解するとともに、その社会活動の中でこれらを尊重し、宣誓者の人権に配慮した公平かつ適切な対応を取ることができるよう、周知及び啓発に努めるものとする。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度
利用の手引き

2022年2月発行

湖西市 市民課 協働共生係

湖西市吉美3268

[TEL:053-576-1213](tel:053-576-1213)

FAX:053-576-4880

MAIL:kyodo@city.kosai.lg.jp



宣誓者氏名 湖西 花子 様	宣誓者氏名 新居 花子 様
生年月日 1993 年 1 月 1 日	生年月日 1990 年 1 月 1 日
子の氏名 湖西 太郎 様	子の氏名 様
生年月日 2020 年 1 月 1 日	生年月日 年 月 日

宣誓日

令和4年 4月 1日

【宣誓第 号】

湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、
パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領しました。

湖西市は、市民一人ひとりが自分らしく生きることができ、
多様性を認め合い、共に生きる社会の実現を目指しています。

これからの人生を互いに支え合い歩まれるお二人の
御多幸を祈念いたします。

湖西市長



【宣誓書受領カード(運転免許証サイズ)】

表

裏

<div style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 5px;">  </div> <p>湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書受領カード</p> <p>湖西市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、 パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓書を受領しました。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">宣誓者氏名 湖西花子</td> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">宣誓者氏名 新居花子</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1993年 1月 1日生</td> <td style="text-align: center;">1990年 1月 1日生</td> </tr> </table> <p style="text-align: center;">宣誓 第 ● 号</p> <p style="text-align: right;">令和4年 4月 1日 印</p> <p style="text-align: right;">湖西市長</p>	宣誓者氏名 湖西花子	宣誓者氏名 新居花子	1993年 1月 1日生	1990年 1月 1日生	<p style="text-align: center;">カードの提示を受けられた方へ</p> <p>湖西市では、多様な性や家族の在り方を認め合い、誰もがいきいきと活躍できるまちの実現を目指し、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入しています。 本宣誓書受領カードは法的な効力を有するものではありませんが、上記の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>【特記事項】</p> <hr/> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">子の氏名 湖西太郎</td> <td style="width: 50%; border-bottom: 1px solid black;">子の氏名</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2020年 1月 1日生</td> <td style="text-align: center;">年 月 日生</td> </tr> </table> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【緊急連絡先】 (記入は任意です)</p> <p>私(本人)が急病や怪我等で万が一の場合は、パートナーへ連絡してください。</p> <p>パートナー連絡先 ●●●-●●●-●●●</p> <p>本人自筆署名 湖西花子</p> </div>	子の氏名 湖西太郎	子の氏名	2020年 1月 1日生	年 月 日生
宣誓者氏名 湖西花子	宣誓者氏名 新居花子								
1993年 1月 1日生	1990年 1月 1日生								
子の氏名 湖西太郎	子の氏名								
2020年 1月 1日生	年 月 日生								

ごみ持ち込みの事前予約制の導入（第3日曜）

環境センターの混雑解消のため、令和4年度から第3日曜の環境センターへのごみ持ち込みを事前予約制とします。

初回（4月17日（日））のごみ持ち込み予約受付は、2月17日（木）から、開始します。

1 現状

環境センターの家庭ごみの持ち込み台数はここ数年で約2倍に増加。特に混雑する第3日曜や長期休暇には、県道まで車両の列が続き、搬入までかなり時間がかかっています。



2 効果

第3日曜の持ち込みを事前予約制とすることで、時間帯ごとの持ち込み台数を制限し、混雑の集中を解消します。

また、予約時に必要事項を記入してもらうとともに、持ち込み可能なごみの種類を事前周知することで、当日の搬入にかかる時間を短縮します。

3 予約について

○予約方法：インターネット（推奨）または電話で予約

※持ち込み時間帯、住所・氏名・連絡先や持ち込み車両、ごみの量を入力(確認)

○予約時期：持ち込み日の2カ月前から3日前まで

【例】令和4年4月17日（日）の予約時期は2月17日（木）～4月14日（木）

4 その他

- ・インターネットでの予約は、ポルトガル語、スペイン語、英語、中国語の4カ国後に対応。
- ・持ち込み時、免許証等で本人確認を行います。
- ・効果や課題を検証し、将来的には平日についても予約制の導入を検討します。

《メディアの方へ》

取材をお願いします。

事前告知をお願いします。

情報提供をします。

《発表種別》

記者会見発表資料

記者会見情報提供資料

随時

《問い合わせ先》

所属名 廃棄物対策課

連絡先 053-577-1280

担当者 野口、鈴木

3月 行事予定

3月の主な行事予定

■ 小中学校・幼稚園・保育園・こども園行事予定

※小中学校の予定中、卒業式以外は未定です。

※行事予定は変更になる場合があります。取材等が必要な場合は事前にお問い合わせください。

湖西市

令和4年2月10日現在

3月の主な行事予定

○3月11日(金) 湖西市夜間防災訓練

内容	ハザードマップを活用した夜間における避難経路や避難場所の確認、また自主防災会による避難誘導や避難情報の伝達など、地域ごとに訓練を実施します。
とき・ところ	19:00～・市内各地域
問合せ	危機管理課
TEL	053-576-4538

○3月12日(土) 上田町地区命山完成見学会

内容	完成にあたりお披露目を兼ねた完成見学会を開催します。
とき・ところ	10:00～11:00・上田町命山(新居幼稚園西側)
問合せ	危機管理課
TEL	053-576-4538

○3月12日(土) 超入門 子や孫と学ぶプログラミング講座

内容	市役所だより1月15日号7ページをご覧ください。
問合せ	スポーツ・生涯学習課
TEL	053-576-4793

○3月20日(日) デカスポテニス交流会

内容	スポンジボールを用いた安全で手軽にできるテニスに似た室内ゲームの交流会です。
とき・ところ	9:15～・湖西市アメニティプラザ
問合せ	スポーツ・生涯学習課
TEL	053-576-8560

○3月26日(日) 三遠ネオフェニックス湖西市DAY

内容	プロバスケットチームが湖西市民をリーグ戦に招待。特産品の出店や湖西市の魅力をPR。
とき・ところ	18:05～・浜松アリーナ
問合せ	(株)フェニックス
TEL	0532-35-7528

3 月 行 事 予 定

日	曜	湖西市教育委員会 校長会・教育会	各 学 校 関 係					
			鷺津小	白須賀小	東小	岡崎小	知波田小	新居小
1	火							
2	水							
3	木							
4	金							
5	土							
6	日							
7	月							
8	火							
9	水							
10	木							
11	金							
12	土							
13	日							
14	月							
15	火							
16	水							
17	木		卒業式	卒業式	卒業式	卒業式	卒業式	卒業式
18	金							
19	土							
20	日							
21	月							
22	火							
23	水							
24	木							
25	金							
26	土							
27	日							
28	月							
29	火							
30	水							
31	木							

3 月 行 事 予 定

日	曜	湖西市教育委員会 校長会・教育会	各 学 校 関 係					
			鷺津中	白須賀中	湖西中	岡崎中	新居中	
1	火							
2	水							
3	木							
4	金							
5	土							
6	日							
7	月							
8	火							
9	水							
10	木							
11	金							
12	土							
13	日							
14	月							
15	火							
16	水							
17	木		卒業式	卒業式	卒業式	卒業式	卒業式	
18	金							
19	土							
20	日							
21	月							
22	火							
23	水							
24	木							
25	金							
26	土							
27	日							
28	月							
29	火							
30	水							
31	木							

(3) 月 行 事 予 定

※○数字:回数、()数字:対象年齢

日 曜	幼児教育課	鷺津幼稚園	白須賀幼稚園	新所幼稚園	知波田幼稚園
1 火		交通安全の日	体重測定(5)安全の日	体重測定 クラス別交通教室	交通安全の日⑩ 安全点検
2 水	学校教育施設適正化委員会		体重測定(3・4) 絵本サークル(3・4)	わくわくの日	
3 木		ひなまつり会	ひなまつり会	ひなまつり会 ありがとう集会	ひな祭り会・ありがとうの会
4 金		園外保育(4)		3月誕生会 湖P後期総会(書面報告)	
5 土					
6 日					
7 月			修了式総練習		
8 火	通級学級(言語)幼小連絡会	誕生会(3,4)	白中3年生との交流 修了式親子練習(5)(PM)		寄せ植え教室(5歳児親子)
9 水		修了式総練習	誕生会	ピカピカタイム わくわくタイム	
10 木		お別れ会 給食終了 のびのび相談	5歳児とのお別れ会 給食終了	修了式総練習 給食終了	給食終了
11 金		11時降園 運営委員会	11時00分降園	11時降園(18日まで)	11時00分降園(18日まで)
12 土					
13 日					
14 月				お別れ会	
15 火					修了式総練習
16 水					年長とのお別れ会
17 木	さわやか親子支援連絡会	終業式	第3学期終業式	終業式	終業式
18 金		修了証書授与式	修了式	修了証書授与式 3・4歳児学年末休園日	修了式
19 土				5歳児学年末休園日	
20 日					
21 月	(祝)春分の日	(祝)春分の日	(祝)春分の日	(祝)春分の日	(祝)春分の日
22 火					
23 水					
24 木					
25 金					
26 土					
27 日					
28 月					
27 火					
26 水					

(3) 月 行 事 予 定

※○数字:回数、()数字:対象年齢

日	曜	鷺津保育園	岡崎幼稚園	新居幼稚園
1	火	安全点検 英語で遊ぼう	安全点検	
2	水		親子交通教室・PTA交通指導	すくすく相談
3	木	ひなまつり会 給食検討会	ひなまつり会 英語で遊ぼう(3歳)	ひなまつり会
4	金	避難訓練 ワックスがけ(ホール)		
5	土	ワックスがけ(廊下)		
6	日			
7	月		わくわくの日	避難訓練(地震・津波)
8	火		岡中との交流	給食検討会
9	水	春待ち遠足(2~5)	避難訓練	誕生会
10	木		給食終了・誕生会 のびのび相談・修了式総練習	修了式総練習 給食終了(幼)
11	金		11:00降園	職員会
12	土			すくすく相談
13	日			
14	月		お別れ会	お別れ会
15	火		安全点検・ピカピカタイム 保育部用品販売	お礼の会
16	水	誕生会		すくすく相談
17	木	5歳児とのお別れ会		
18	金		3学期終業式	3学期終業式 新年度クラス発表 保菌検査②
19	土			修了式
20	日			
21	月	(祝)春分の日	(祝)春分の日	(祝)春分の日
22	火	卒園式総練習		
23	水			
24	木			
25	金			
26	土	卒園式		
27	日			
28	月			
29	火			
30	水			